

年末の交通安全県民運動実施要綱

期間：平成28年12月11日（日）～12月31日（土）

実施事項

重点	飲酒運転の撲滅	子供と高齢者の交通事故防止
運転者・歩行者等は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「飲酒運転は、絶対しない、させない、許さない」そして「見逃さない」ことを徹底しましょう。 ○ 運転する予定があるときは、飲酒量、飲酒時間に十分注意しましょう。 ○ 飲酒運転を現に行おうとし、又は飲酒運転を行ったものを知ったときは、警察官に通報しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車運転者は <ul style="list-style-type: none"> ・ 子供や高齢者に対する思いやりのある運転をしましょう。 ・ 夕暮れ時は早めにライトを点灯し、周囲に配慮したハイビーム走行に努めましょう。 ・ 高齢運転者の方は、運動能力に応じた安全運転を心がけましょう。 ○ 歩行者は <ul style="list-style-type: none"> ・ 横断歩道がある場所では、横断歩道を渡りましょう。 ・ 夕暮れ時や夜間に外出する際は、明るい服装や反射材用品を着用しましょう。
家庭・地域・職場では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転による事故の悲惨さや責任の重さ、問題飲酒が運転や健康に及ぼす悪影響について話し合いましょう。 ○ 車を運転することを知りながらお酒を勧めること、お酒を飲んでいる人に車を貸すこと、飲酒運転の車に同乗することは犯罪です。お互いに注意しましょう。 ○ 「ハンドルキーパー運動」を積極的に推進しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子供や高齢者に対する交通安全指導、保護誘導活動を推進しましょう。 ○ シートベルトとチャイルドシートの着用効果について話し合い、正しい着用の習慣化を図りましょう。 ○ 道路への飛び出しや斜め横断の危険性、身近に起きた交通事故等について話し合い、交通ルールの遵守に努めましょう。
実施機関・団体は	<ul style="list-style-type: none"> ○ あらゆる各種広報媒体を活用し、福岡県飲酒運転撲滅条例を周知しましょう。 ○ 企業・店は飲酒運転撲滅宣言の登録に努めましょう。 ○ 「飲酒運転は、絶対しない、させない、許さない」そして「見逃さない」という意識を定着させる広報啓発活動を推進しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 明るい服装で外出することや夜間に反射材用品を着用することの重要性について周知しましょう。 ○ 参加・体験型の交通安全講習会等を積極的に開催し、交通安全意識を高めましょう。 ○ 横断歩道マナーアップ運動を積極的に推進しましょう。